

ID: 1805

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の3第2項ただし書		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (特定用途誘導地区) 第60条の3 2 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日